2023 年度

入園のご案内

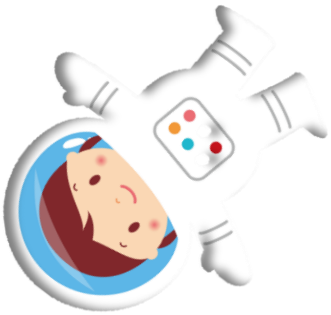

☆この冊子は卒園まで大切に保管ください。

すべての子ども達が、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを
感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」の取組は続いていきます。

※「子ども・子育て支援新制度」とは、2012 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいいます。

も　く　じ

ごあいさつ	2
教育目標・教育内容	2
年間行事予定	2
2023 年度園児募集要項	3
こども園の一日	5
優先入園のご案内	5
入園式までの予定	5
持ち物について	6
服装について	8
布団について	8
給食・お弁当について	9
送迎でのお願い・注意点	10
バス通園（１・２号認定児のみ）	10
降園後のあそびについて	10
忌引きについて	11
園への連絡や相談	11
こども園の会について	11
諸経費納入について	11
けが・事故の対応・くすりの与薬について	12
在籍異動・退園を希望する時	12
その他	12
職員の編成(予定)	13
認定時間以外の一時預かり(みのり保育)・延長保育について	13
満３歳児の保育について	15
2022 年度３号認定参考保育料	17
2023 年度　名寄大谷認定こども園運営規定	
問合せ先・MAP	（裏表紙）

ごあいさつ

名寄大谷認定こども園は、2015 年 4 月より国の「子ども・子育て支援新制度」の施行により「新幼保連携認定こども園」となりました。

教育・保育を一体化した園として認可されています。(認定こども園は幼稚園ではありません)0 歳～5 歳児がともに歩んでいく認定こども園です。

また、より良い保育ができるように、2023 年度に園舎前安全柵工事を行います。工事中はご不便お掛けするかと思いますがご了承ください。

ともに生き　ともに育ち合う保育を目指しています。

「認定こども園」では、子どもの豊かな心の育ち・ゆとりの保育を願い、認定こども園全体としての協力体制を高め、保育教諭全員で協力し合って「ティーム保育」を行いながら、個々の持ち味を生かしたきめ細やかな指導の工夫をはかっています。また、活動内容や保育時間によってフリーの先生がかかわり、子どもの持つ力を発揮できるようこども園全体で配慮しています。長時間保育の子どもの育ちを考え、共通の教育時間終了後は異年齢交流保育を行います。また、３号認定の子ども達につきましては、保護者の皆様と連携を取りながら、お子様の日々の成長を見届け、愛情をもって見守り「ともに生き　ともに育ち合う」保育をしていきたいと思います。

教育理念

名寄大谷学園は、真宗保育を実践しています。

1. 生命尊重
   仏さまに親しみ、いのちの尊さと生きる喜びを感じとる。
2. 報恩感謝
   身近な自然や社会のめぐみに感謝し、明るい態度をつくる。
3. 和合精進
   みんな仲よくし、希望をもって正しい行いに努める。

教育内容

1. 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健康な心身の基礎を養う。
2. 人への愛情や信頼感を育て、自立と共同の態度および道徳性の芽生えを培う。
3. 自然などの身近な事象への興味を育てそれらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
4. 日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養う。
5. 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにする。

年間行事予定

年間を通して楽しい行事を予定しております。
子ども達は初めての集団生活と行事を通していきいきと成長します。**※以上児･･･3 歳以上　未満児･･･ 満 3 歳以下**

4 月	● 入園式(以上児) ● こども園の会総会 ● 参観日(以上児)	8 月	● こどもまつり（バザー） ● 秋の遠足（8月末～9月始）	12 月	● おもちつき ● お店やさんごっこ(以上児) ● 保育懇談会(未満児)
5 月	● 花まつり ● 保育懇談会(1 回目・以上児)	9 月	● 清満寺報恩講参拝 ● こども報恩講	1 月	● お店やさんごっこ(未満児)
				2 月	● 1 日入園(新以上児) ● 参観日(以上児)
6 月	● 親子運動会(以上児)	10 月	● 発表会（以上児）	3 月	● お別れ会 ● こども園の会総会 ● 卒園式(以上児)
7 月	● プール遊び(年長、7月～8月) ● 平和音楽大行進参加(年長) ● 年長スペシャルデー	11 月	● わくわく発表会(未満児) ● 保育懇談会(2 回目・以上児)	その他：お誕生会(毎月)・避難訓練(毎月)・幼年消防・交通安全こぐまクラブ・以上児クラス別保護者参加型レクリエーションを予定しています。	

※上記行事は 2019 年度のもの(2022 年度は新型コロナウイルス感染防止のため、例年と異なり各行事が延期・中止となったため)を踏まえた予定のため、変更となる場合があります。

2023 年度　園児募集要項

保護者の希望時間により名寄市が下記の認定を行います。

1 号認定(旧幼稚園在籍)		満 3 歳児以上の教育標準認定を受けるお子さん 1 日 4 時間を標準とする年間共通教育日数 3 9 週を下らない日数
	新 2 号認定 (旧幼稚園在籍)	上記 1 号認定のうち、就労により預かり保育を利用されるお子さん(月 48 時間以上の就労が目安) 新 2 号認定は 1 号認定に含まれますので、給食や保育時間、諸経費等は 1 号と同じです。
2 号認定(旧保育園在籍)		満 3 歳児以上の保育の必要な事由に該当するお子さん
3 号認定(旧保育園在籍)		満 3 歳児未満の保育の必要な事由に該当するお子さん
就労・出産・疾病・障がい・同居人の介護・災害・求職・就学などの為、保護者が日中保育にあたれない場合等、必要な時間に応じて名寄市が認定いたします。※8 時間を原則として、必要時間＋送迎時間を含む時間で名寄市より認定されます。		

入園資格・募集人数

年　齢	入　園　資　格	募集人数	備　　考
5 歳児	2017(H29).4.2～2018(H30).4.1 生	定員に空きのある場合にのみ募集	2023 年度は、進級児で 2 号認定の利用定員が満了となるため、3～5 歳児クラスは原則 1 号認定のみの募集となります。
4 歳児	2018(H30).4.2～2019(H31).4.1 生		
3 歳児	2019(H31).4.2～2020(R2).4.1 生	8 名程度	
2 歳児	2020(R2).4.2～2021(R3).4.1 生	3 歳未満児の募集人数は、園児数と保育教諭の配置数により変動しますので、随時お問い合わせください。	
1 歳児	2021(R3).4.2～2022(R4).4.1 生		
0 歳児	2022(R4).4.2～		

☆0・1・2・満 3 歳児クラスでご入園を検討されている方へ☆

当園では、0・1・2・満 3 歳児クラスでの入園式は行っておりませんが 3 歳児進級時には、新入園児入園式と一緒に 3 歳児進級式を行います。

入園申込受付

2023 年度　3～5 歳児クラスの申し込みにつきましては、**優先入園**(詳細は P.5 及び別紙「2023 年度　3 歳以上児優先入園のご案内」をご覧ください)**に該当しない一般入園となる方は、抽選により受付順を決定させていただきます。**

※抽選当日、ご都合により保護者の方が抽選に来られない場合は、祖父母や親戚の方など代理の方に参加していただいても構いません。**また、園舎裏側の玄関からお入りください。駐車場は園舎裏職員駐車場をお使いください。**

抽 選 日：2022 年 12 月 1 日（木）
抽選場所：名寄大谷こども園　第 1 園舎ゆうぎ室
抽選時間：3 歳 児 ク ラ ス　午前 9：00　※1 号認定児
　　4・5 歳児クラス　午前 9：30　※いずれの時間も時間厳守でお願いします。
抽選は先着順ではございませんので、時間前に並ばれることのないようお願い致します。

3～5 歳児クラスで 12 月 1 日の抽選以降にお申し込みの方、・0～2 歳児・3 歳児 2 号認定にお申し込みの方の受付時間・場所は下記の通りです。

受付開始日時：2022 年 12 月 1 日（木）午前 10:30～
受 付 場 所：名寄大谷こども園事務室

◆受付時提出書類◆

下記の書類に必要事項を記入し提出してください。

1. 支給認定申請書(名寄市様式の号数認定申請書を以て入園願いといたします)
※支給認定申請書にはご家族のマイナンバー記載が必要となりますので必ず記入お願いします。
2. 家庭環境等・健康の記録

※入園申込み時までに希望在籍号数を決定してください。

(3 号認定の保育料金の階層確認につきましては、名寄市役所 2 階こども未来課 13 番窓口にお問い合わせください)

新 2 号・2、3 号認定は就労証明・母子手帳のコピー等、保育を必要とすることを証明する書類が必要です。(就労証明書・就職活動証明書については、2023 年 1 月 1 日以降の証明が必要です。様式は願書受付時にお渡し致します。) 1 号(新 2 号含)認定につきましては 2 月上旬頃に名寄市から支給認定証が交付される予定です。(2・3 号認定につきましては、3 月上旬頃に支給認定証・利用者負担額決定通知書(3 号認定のみ、保育料内示)の発行となる見込みです。)

保育時間・諸経費等について

※1 号認定満 3 歳児入園の詳細については P. 16 を参照ください。

	1 号・新 2 号認定(3～5 歳児)	2 号認定(3～5 歳児)	3 号認定(0～2 歳児)
認定保育時間	**午前保育日　8:30～11:30** (毎週金曜日、終業式など行事日) **午後保育日　8:30～14:00** (月～木曜日)※登降園時間を含む	**標準時間認定での利用の場合　7:00～18:00** **短時間認定での利用の場合　9:00～17:00**	
休園日	土・日・祝祭日、 夏・冬・春休み	日曜・祝祭日・年末年始　(名寄市の保育園に準ずる)	
保育料	2019 年 10 月より、国の保育料無償化施策に伴い、 **保育料は無料**となりました。		2022 年度市民税額に応じて名寄市が決定します。 (年度途中の 9 月から 2023 年度市民税額に応じて保育料が変更となり、前年度の収入により保育料がアップする場合もあります)
諸経費	**実費徴収　毎年 2, 000 円** **(園児保険料、お手帳、名札代等)** ※代金は 5 月の保育料と一緒に振替となります。転勤などにより入園できなかった場合は振替いたしません。		
給食費(自園完全給食)	**月額　2, 500　円** 内　主食費　　600 円 　　副食費　1, 900 円 週 3 回　完全給食 ※今後物価高騰により、おやつ代別途徴収になることもあります。	**月額　6, 500　円** 内　主食費　1, 500 円 　　副食費　5, 000 円 週 6 回　完全給食 ※今後物価高騰により、おやつ代別途徴収になることもあります。 ※**学期中・夏、冬、春休みを通して毎週月・土曜日にお弁当を持参いただける場合は月額 5, 000 円**	**月額　0 円** (主食・副食費ともに国基準の保育料に含まれます)

■その他■

3 号認定の保育料の詳細は P. 17 をご参照ください。※保育料は多子軽減があります。

※3 月 1 日頃、名寄市より支給認定証（3 号認定保育料内示）が発行され、4 月 1 日頃、利用者負担額決定通知書が発行となる予定です。

1・2 号認定の給食費のうち副食費は、多子世帯及び世帯の所得によっては免除対象となる場合があります。免除となる場合には、名寄市より別途通知されます。

預かり・延長保育

■別途有料　詳細は P. 13 参照

★1 号・新 2 号認定は保育時間以外も預かり保育の利用が可能です。(就労による利用が優先となります)

★新 2 号認定は、1 日 450 円まで預かり保育料金が無料となります。(月額 11, 300 円限度)

★延長保育　18:00～19:00 就労のためのみ利用できます。

その他 3 歳以上児の諸経費

■バス利用料　詳細は P. 10 参照（満 3 歳未満の園児はバス利用はできません）

■こども園の会　年間 **4, 650 円予定**　詳細は P. 11 参照

■幼児教育・保育振興会費　**150 円予定**　詳細は P. 11 参照（3～5 歳児クラスのみ）

※個人で希望する写真代、年長児の「年長スペシャルデー」参加費・「卒園記念品代」などは別途料金がかかります。

こども園の一日

※下図の色つき部分は預かり保育となり、別途有料となります。

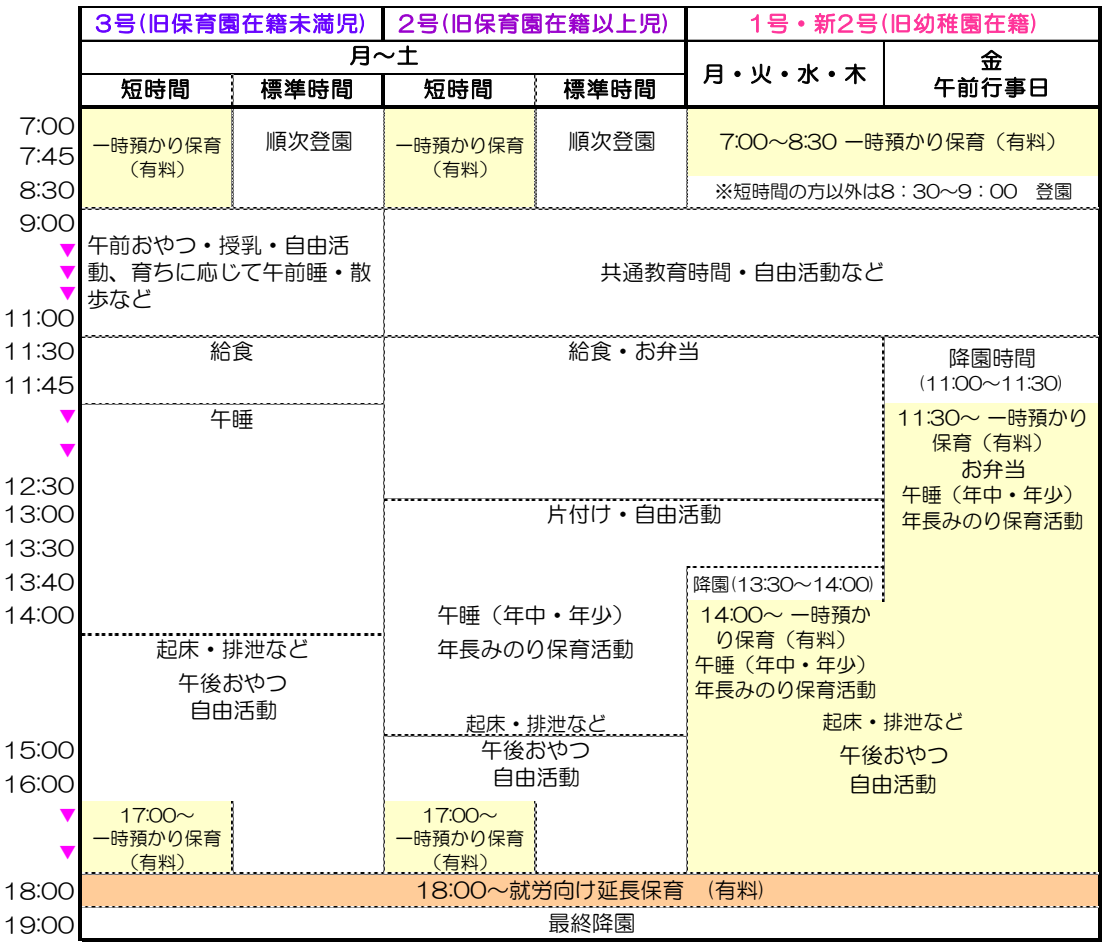

※延長保育は事前申込が必要です。

※1 号認定児は園生活に慣れるため入園後 2 週間は午前保育、4 月 24 日(月)からは午後保育ですが、5 月 2 日(火)までお弁当のご協力お願い致します。また、毎週金曜日・始業式・終業式も午前保育になります。

※2・3 号認定児も入園時には慣らし保育期間を 2 週間ほど設けています。お子さんの保育の経験状況や保護者の方の就労状況に応じて、担任と相談のうえ慣らし保育期間・保育時間などを決定します。

※年度途中で入園となる場合は入園時に慣らし保育期間があります。担任と相談のうえ保育時間などを決定します。

※一時預かり保育の詳細は P.13 を参照してください。

優先入園のご案内

★①2023 年度名寄大谷認定こども園に在籍しているお子さんのきょうだい、過去にこども園に在籍したことのあるお子さん②過去に本園を卒園したお子さんの弟・妹さんを 1 号認定優先入園とします。

※優先入園を申し込みたい方は、**11 月 18 日(金)まで**に**優先入園申込書を園に提出**し、優先入園決定となった方は**12 月 1 日(木)の願書受付日に支給認定申請書他必要書類を提出してください。**詳細は別紙参照または園までお問い合わせください。

！12 月 2 日以降の提出は優先入園が無効となりますのでご注意ください！

※その他、就労等名寄市が認める事由により優先となる場合があります。

入園までの予定

※下記の予定は3～5歳児対象です。0～満3歳児は個別対応となりますので、園までお問い合わせください。

- 2023 年 3 月 28 日（火）　クラス発表・担任紹介
- 2023 年 4 月 10 日（月）　入園式 10:00～

※例年ですと 3～5 歳児新入園予定者を対象にした体験保育(こども園クラブ)を実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大状況により、実施の有無は検討中です。入園が決定された方には、後日お便りなどでお知らせいたします。

☆各詳細につきましては後日ご案内いたします。※2・3 号認定児は 4 月 1 日より登園開始となります。

持ち物について　（全ての持ち物にフルネームで記名してください）

０歳児・１歳児

★０・１歳児の上靴・外靴の詳細は担任よりお伝えします。

	紙・布おむつ	１日６枚程度 おむつの**前側**に記名をお願いします。 また、朝登園時に履いている紙おむつにも記名してください。
	おしりふき	記名をお願いします。
	汗ふきタオル	ロッカーにかけられるよう「かけひも」をつけてください。 (30 ㎝×30 ㎝くらいの物)
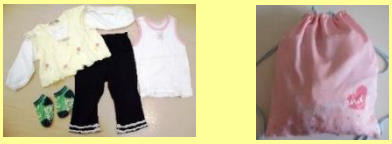	着替えセット（２～３組）	服、ズボン、靴下、シャツを袋に入れてください。 着脱しやすいものにしてください。 フードのついた服は首元が絞まる危険があるためお控えください。 下着や靴下にも記名してください。
	帽子	**「あごひも」と「名札」「かけひも」**をつけてください。形は自由です。(帽子につけるクラス名札は後日園よりお渡しいたします)
または	着替えを入れるバック	市販のもので結構です。 園で汚れた衣類や連絡帳等を入れます。 毎日持参してください。
	午睡用布団	P.8　参照してください。

※冷凍母乳について

保護者の方がご希望される場合は冷凍母乳をお預かりします。搾乳後 **１週間以内の母乳**を調乳室の冷凍庫でお預かりします。詳細は面接時にお伝えします。

２歳児・満３歳児

	布バック	縦 30×横 40 ㎝くらい。作品や荷物などを持ち帰る際に使用します。名前はバックの外側に**大きくつけてください。** 市販のもので結構です。
	紙おむつ	１日５枚程度 おむつの**前側**に記名をお願いします。 また、朝登園時に履いている紙おむつにも記名してください。
	おしりふき	必要に応じて 持参する際は記名をお願いします。
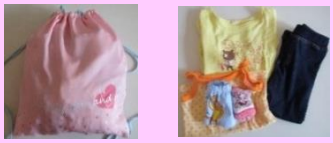	着替えセット	服、ズボン、靴下、シャツを袋に入れてご用意ください。 ※“パンツ”はお子さんの成長に合わせて担任とご相談ください。 下着や靴下にも記名してください。
	帽子	**「あごひも」と「名札」「かけひも」**をつけてください。形は自由です。(帽子につけるクラス名札は後日園よりお渡しいたします)
	汗ふきタオル	ロッカーにかけられるよう「かけひも」をつけてください。 (30 ㎝×30 ㎝くらいの物)

	リュックかばん	斜めがけかばん禁止。 底のしっかりしているもの。 ズレ落ちを防止するフロントストラップ付のものだとなお良いです。
氏名 記入例	上靴	左の写真のような白い靴でお願いします。バレーシューズだと足の形に合わないお子さんが多くみられています。ゴム底も白いもの。必ずフルネームで記名してください。試着してお子さんの足に合うものを購入してください。 上靴・外靴共に、**ひも靴、サンダル×** デコパージュ×　**マジックテープ○**
	午睡用布団	P.8　参照してください。
	ハンカチ	ハンカチで手を拭く練習のため、名札のピンでハンカチを左胸の辺りに留めてください。
	水飲みコップ、コップ袋	プラスチック等割れにくいものであること。毎日必ず持たせてください。
	※箸セット	必要な時期が来ましたら担任よりお伝えします。
3～5歳児		
氏名 記入例	上靴	左の写真のような白い靴でお願いします。バレーシューズだと足の形に合わないお子さんが多くみられています。ゴム底も白いもの。必ずフルネームで記名してください。試着してお子さんの足に合うものを購入してください。 上靴・外靴共に、**ひも靴、サンダル×** デコパージュ×　**マジックテープ○**
	通園用リュック	外側に出席カード（13×16 ㎝）が入る大きさで、ふたのあるポケットがついたもの。斜めがけかばん禁止。底のしっかりしているもの。ズレ落ちを防止するフロントストラップ付のものだとなお良いです。
	ボタンのないスモック	ロッカーにかけられるよう、「かけひも」をつけてください。胸の部分、ポケットの部分等に名前をつけてください。必ず外側にお願いします。
	布バック	縦 30×横 40 ㎝くらい。作品や荷物などを持ち帰る際に使用します。名前はバックの外側に**大きくつけてください。** 市販のもので結構です。
	黄色い通園用帽子	デパート等でお買い求めください。冬期間は帽子の指定はありません。（帽子につけるクラス名札は後日園よりお渡しいたします。）
	水飲みコップ、コップ袋	プラスチック等割れにくいものであること。毎日必ず持たせてください。
←かけひも	汗ふきタオル	ロッカーにかけられるよう「かけひも」をつけてください。 (30 ㎝×30 ㎝くらいの物)
	着替えセット	服、ズボン、シャツ、パンツ、靴下を袋に入れてご用意ください。下着や靴下にも記名してください。
	ハンカチ・ティッシュ （ティッシュは年長児のみ）	必ず記名してください。 ティッシュは年少・中児は不要ですが、年長児は就学に向けティッシュを使用する習慣を身につけるため、ご用意をお願いします。

1．すべての持ち物にフルネームで記名をしてください。
2．名札は入園時に配布します。必ず毎日名札をつけてきてください。（シールは貼らないこと）
3．キーホルダーは破損や衛生面上、お控えください。

4．持ち物は丈夫なものを選んでください。
5．上記の持ちもの以外にも、季節に応じてカッパなどご用意をお願いすることがあります。事前にクラスだよりなどでお知らせしますので、ご用意をお願いします。
6．園外活動時に、持ち物を落としてしまう場合もあります。保育者も十分に注意を払っていますが紛失してしまうこともありますのでご了承ください。

服装について

1．制服はありません。
2．ボディシール、アクセサリー類は禁止です。
3．服・靴下・シャツなどすべてに記名をしてください。
4．上着には必ず「かけひも」を付け、ロッカーにかけられるようにしてください。
5．裏起毛の服は園舎を温かくしてますのでお控えください。

子どもたちが活動しやすい服装　（例）	活動・発達の妨げになる、ケガの原因になる可能性のある服装　（例）
汚れてもよい服/自分で着脱しやすい服/ポケットのついた服（3～5 歳児のハンカチやティッシュを出し入れする練習のため）/脱ぎ履きしやすい外靴/等	・鎖などアクセサリー付きの服 /ロングスカート、チュールスカート ガウチョパンツ/タイツ（上靴を脱いで活動する際、滑って危険）/サスペンダー/オーバーオール/サンダル/光る靴/音のなる靴/ダイヤル付きの靴 ・プラスチック製または硬質な飾りのついたものや鋭利な髪飾り（カチューシャ、ヘアピン）/ベルト /帽子をかぶることが出来ないような大きなリボン/等 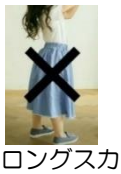 ガウチョパンツ　ロングスカート　ロングワンピース　チュールスカート

布団について　（0～4歳児）

0～2 歳児は全員、3・4 歳児はクラス活動後の保育を利用されるお子さんは、体調や年齢に応じた時間で午睡を行い休息をとります。

1．1 週間に1回布団を持ち帰ってください。（金曜日または、土曜日に布団をお返しします。）
2．持ち帰った布団は、布団乾燥とカバー、タオルケットの洗濯をしてください。
3．夏場の掛け物はタオルケットか大判バスタオルでお願いします。
4．冬場の掛け物は薄手のハーフ毛布か膝掛けなどをご用意いただきます。
5．交換時期は気温の状態をみてお便りでお知らせします。
6．**布団を持参する際は袋に入れてください。袋にも必ず記名をお願いします。**
7．枕は不要です。
8．布団、布団カバー、タオルケットなどの持ち物すべて見えやすい場所に大きく記名をお願いします。（下記の写真参考）

・0～2歳児は写真 A のように午睡布団をご用意ください。

写真 A

・敷き布団とカバー。大きさは６０㌢×１２０㌢前後。市販のものでかまいません。・敷き布団とカバーはリース有り。**年間5,500円**（布団・カバーの洗濯料含む）
・重すぎる・柔らかすぎる敷布団はご遠慮ください。やわらかい敷布団は窒息する恐れがあります。

・3・4歳児の午睡は「おひるねベット（コット）」を使用しています。

※新型コロナウイルス感染症対策「一時預かり事業分“みのり保育”」分として事業費加算で購入
コットのメリットについて
・こまめな消毒が可能（感染症防止対策）で**ハウスダスト、アレルギー症状を軽減でき、夏は涼しく、冬は暖かいとされています。**
・敷き布団は必要ありません。重たい敷布団が不要で保護者の負担が軽減される。
1．コットに記名シールを貼り、一年間完全個別使用とします。
2．コットのサイズは縦 134×横 60×高 12.3 です。サイズをご確認いただき、大きめのバスタオルを２枚お持ちください。
※コット専用の敷カバーも販売されています。動いてもしわにならないメリットがあります。個人購入される方はサイズにご注意ください。

敷バスタオル使用

コット専用シーツ

給食（自園完全給食）・お弁当について

1号認定　給食5月9日(火)開始予定

名寄大谷こども園では専任の栄養士が子どもの成長を考え、偏った食にならないよう配慮した献立を作成しています。また食の大切さを菜園体験・給食の献立立案などを通して学び、食育給食を行っています。

１号認定の方は週１回お弁当を持参していただくことになりますが、菓子パン、コンビニのお弁当などを、そのまま持たせることのないように栄養面でもご配慮ください。

お弁当・給食実施曜日

	月	火	水	木	金	土
１号認定(週３回給食)	お弁当	給食	給食	地場産体験給食	午前保育日	
２号認定(週４回給食)	お弁当	給食	給食	地場産体験給食	給食	お弁当
３号認定(週６回給食)	給食	給食	給食	給食	給食	給食

※2号認定は、毎週月・土曜日にお弁当を持参していただける方は、給食費は5,000円となります。
（1号認定午前保育期間や始業式等の午前保育日、春・夏・冬休みの期間も学期中と同じく毎週月・土曜日にはお弁当のご持参をお願いします）　週２回のお弁当持参が難しいご家庭は、給食の提供が可能です。(6,500円)

※アレルギー特別食の提供について※

名寄大谷こども園では、食物アレルギーによる食事制限が必要なお子さんにも園給食での除去食・代替食対応を行っております。（提供には事前に主治医意見書など、書類の提出が必要となりますので、園職員までお申し出ください）
※お子さんのアレルギー除去品目が多種にわたる場合には、園で対応できないこともありますのでご了承ください。（その場合には保護者の方とご相談のうえ、お弁当や代替品を持参していただく形になります）

■給食の際の持ち物■

・０～１歳児･･･特になし（必要な物は園で用意します）
・２～満３歳児･･･当初は特になし。３歳への進級が近くなりましたら担任よりお知らせいたします。
・３～５歳児･･･はしセット・ランチマット・おしぼり・袋（はし・おしぼり入れ）

※3～5歳児は、毎週月・木曜日にはランチマットを持参して下さい。

袋	洗濯ができ、しまいやすいもの。
はしセット	はしは転がりにくいものが良いです。 ※スプーン、フォークは口に入れる部分が金属製のものでお願いします。プラスチック製だと欠けることがあります。
おしぼり	口や手を拭きますので、濡らして持たせてください。

▽3～5歳児給食の一例

※地場産体験給食は主にパン給食となります。パンは「ベーカリーいしだ」と共同開発し、子どもに合った味付けで調理をしていただいています。

写真左）ごはん、タラのクリームコーン焼き、三色ごま和え、すまし汁、柿
写真中央）左の通常給食メニューでのお弁当スタイル。すまし汁の代わりに、カップオムレツとミニトマト付　※飲み物にお茶がつきます。
写真右)たまごパン、ハムチーズクロワッサン、パイナップル、お茶

■お弁当の際の持ち物■（１・２号認定児）

袋	洗濯ができ、しまいやすいもの。
はしセット	はしは転がりにくいものが良いです。
おしぼり	口や手を拭きますので、濡らして持たせてください。
ランチマット	テーブルの上に敷きます。
お弁当	お弁当箱はお子さんが扱いやすいものにしてください。

※お弁当は必ず登園時から持たせてください。
※昼食の際はお茶が出ますので、ジュース等の飲み物は持たせないでください。（お茶用のコップは園で用意します）
お弁当を忘れてしまった場合は、ご家庭に園から連絡をしますので、園まで届けてください。

→その他詳細はお弁当が始まる前にお知らせいたします。

送迎でのお願い・注意点

1．園児の送迎は原則保護者が行ってください。送迎の際は必ずお子さんの手を引いて、事故のないようにお願いします。（必ず園舎内玄関まで付き添ってください。）
2．保護者以外の方が送迎を行う場合や送迎時間の変更などがある場合は、事前に園までお知らせください。
（未成年者のきょうだいのお迎えはお断りしています。）
3．送迎の時間帯を狙った盗難があります。車から離れる場合はわずかな時間でも貴重品を車内に置かず鍵をかけましょう。また、事故防止のため車は路上駐車ではなく、清満寺駐車場に停めてください。
4．毎日往復する道を定めて通園してください。
5．保育時間中は、安全対策により玄関は施錠しています。早退の場合など降園時間外のお迎えは玄関チャイムを鳴らしてください。
6．正面玄関前、交差点付近は駐車禁止です。
7．登降園時のタブレット入力をお願いします。

1号認定の方へ

〇バス通園児以外の園児さんは、必ずお迎えをお願いします。
〇天候、道路事情の悪い日（雨・強風・吹雪の日）は、通常の降園時間より早いお迎えをお願いすることがあります。（悪天候によりバスが運行できない場合はバス通園児もお迎えとなります）その際はラインによる連絡網で一斉に通知を行いますので、必ず内容をご確認ください。
◎お迎え時間に間に合わない場合は、一時預かり（みのり）料金がかかります。
（詳細はP.１３をご覧ください）

バス通園（1・2号認定児のみ）

３号認定児は登降園に通園バスを利用することはできませんが、満３歳以上児につきましては戸外保育の一環として乗車することがあります。

1．料金
・1期（4月～7月）　・・・・・・・・・・・・・・　11，500 円
・2期（8月～11月）・・・・・・・・・・・・・・・・　11，500 円
・3期（12月～3月・冬期料金）　・・・・・・　15，000 円

バス代には、バスリース代が含まれているため、
園閉鎖や途中で利用しなくなった場合なども
返金は出来ませんのでご了承ください。

※申込みは原則年に３回です。２月・６月・１０月に申し込みのお知らせをいたします。片道のみ利用の割引はありません。

汽車バス

2．運行時間　登園時　７：５０～９：００
降園時（午前保育）１１：３０～１２：３０
降園時（午後保育）１４：００～１５：００
※上記運行時間は、乗車希望人数によって変更があります。

〇バスに乗車しない方は７：４５までに連絡をお願いします。
〇保護者はバス停までの送迎を必ず実行してください。
〇運行ルートは利用申し込みをもとに園で設定します。時間帯の指定はできませんのでご了承ください。
〇交通事情、ルートによって、ご自宅前にバス停を設けることが出来ない場合もあります。また、風連、中名寄、砺波、曙地区など遠方の運行は行っておりませんのでご了承ください。
〇学期途中の引越しなどに伴うバス停の変更は対応できない場合があります。
〇1号認定満３歳児につきましては、お子さんの体力面などを考慮し通園バスのご利用は基本的にお受けしておりません。（詳細はP.16をご確認ください）

降園後のあそびについて

1．降園後は、必ず保護者が付き添って行動してください。
（不審者や事故からお子さんを守るために必ずお守りください）
2．公園などで保護者が付き添ってあそぶ際も、目の届かない場所や危険な場所に子ども同士で絶対行かないようにご注意ください。
3．子どもだけで行動しているところを見かけた際は、園からご連絡を差し上げる場合があります。
4．降園後の園庭開放は行っておりません。

忌引きについて

1．下記の場合は欠席になりませんので、担任又は園まで連絡をお願いします。
　☆父母死亡の場合７日
　☆祖父母・兄弟・姉妹３日
　☆曾祖父母・伯叔父母１日
　※お子さんからみてどなたになるのか、お知らせください。

園への連絡や相談

1. 園を欠席したり、９時以降の登園になる場合はご連絡ください。（満３歳児以上は９時以降の登園は遅刻になります。３歳未満児はより細やかな保育を行えるよう、その日の登園人数・登降園時間に応じてパート保育教諭を配置していますので、**７時 45 分まで**にご連絡ください）
2. 園への連絡の際には、**クラス名とお子さんのお名前（フルネーム）**をお伝えください。
3. お子さんの様子など、心配なことがありましたら何でもご相談ください。（保育時間中、担任は電話に出ることができません。担任と直接お話を希望される場合は、共通教育時間外の夕方にお願いします。緊急の場合は事務にお伝えください。）
4. 住所・電話番号・携帯番号・勤務状況・家族構成等に変更があった場合は担任までお知らせください。
5. 落とし物、忘れ物は気がついたらすぐにお問い合わせください。
6. ２・３号認定の方は家族構成等に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので速やかに申し出てください。
7. 退園する場合、退園届けが出されるまでが保育料の対象となりますのでご注意ください。

こども園の会について

「こども園の会」は、保護者の皆様と教職員で組織しています。

1．入園後は、「こども園の会」に入会して行事に参加していただきます。
（保育教諭なども参加して一緒に活動を行います）
2．会費は１人年間 4,650 円（予定）となっております。
（年３期にわけて納入していただきます。年度途中で入園される方については、都度相談のうえ納入いただく金額をお伝えいたします）
※2023 年度会費は４月に行われる保護者会総会で決定されます。
3．こども園の会の案内が配布されましたら、ご都合のつくかぎり参加してください。
4．年度初めにこども園の会行事のお手伝いに関する案内が配布されます。１年間に１回程度のお手伝いをお願いしており、事前希望をとりますのでご協力ください。ただし、０歳～満３歳児クラスの行事につきましては職員で対応いたしますのでお手伝いはありません。

諸経費納入について

1．３号認定保育料や給食などの諸経費は、北星信金口座より引き落としとなります。
2．引き落とし日…毎月 13 日（13 日が信金休業日の場合、翌営業日の引き落としとなります）
3．口座より引き落としとなるもの
　〇３号認定児保育料
　〇１号認定児給食費　2,500 円
　〇２号認定児（３歳以上児クラスのみ）給食費　週２回弁当持参が難しい方　6,500 円
　　週２回弁当持参にご協力いただける方　5,000 円
　〇幼児教育・保育振興会年会費一家庭 150 円（金額は予定）
　〇実費諸経費として毎年 2,000 円（園児保険料、お手帳、名札代等）
　〇前月分の一時預かり保育料（みのり保育）・延長保育料
　〇１・２号認定児のバス代
　〇こども園の会会費（納入月は３期で分け、１期分 1,550 円、５月・８月・12 月です）
　〇年長児の「年長スペシャルデー」参加費 400 円（金額は予定）、卒園記念誌などその他費用
　〇こども祭り物品購入費用 500 円（金額は予定）

けが・事故の対応・くすりの与薬について

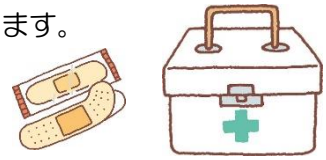

こども園では、保育中の万が一の事故に備えＡＩＧ認定こども園保険に加入しています。
けが・事故が発生した場合、原則次のとおり対応いたします。

① けがの応急処置をする。
② 保護者に連絡をする。
③ 医療機関に行き治療を受ける。（保護者と連絡がつかない場合、園職員が引率・同行します）
ただし、軽傷と判断されるすり傷、切り傷、打撲などのけがにつきましては、園内で処置をし、お迎え時または電話でご連絡いたします。

また、お子さんのくすりは、原則お預かりしておらず、本来保護者が登園して与えていただくべきものですが、今までは名寄市立保育所に準じて、名寄市内の私立幼稚園・認定こども園でも保育者が保護者に代わり与薬を行ってきました。当園も名寄幼児教育・保育振興会の規則に準じて、**原則与薬はお受けしません**が、お子さんの症状により**どうしても保育中に内服・塗布などが必要な場合**には、その都度園までご相談ください。
※詳しくは、「与薬について」「健康面でのお願い」をご覧ください。

在籍異動・退園を希望する時

1．在籍異動・退園を希望する時は、２週間前までに必要書類を提出してください。
2．変更等希望の際は必ずこども園職員にお声をおかけください。
※2022 年度の 2 号認定は進級児で利用定員が満了となるため、就労されているご家庭であっても**定員に空きがない場合は、ご入園後の 2 号認定への異動はお受け出来かねます**のでご了承ください。また、1 号認定のご家庭で就労による一時預かり保育を希望される場合に、希望利用時間や日数によってはお受けできない場合があります。
2．保育料の日割り計算は基本的にありませんので御了承ください。
3．2・3 号認定から 1 号認定に異動する時は、異動された月に道具充当費（初回のみ）が保育料と併せて引き落としとなります。
4．私的理由による急な途中退園では、保育料の日割り計算を行いませんが、転居により住民票移動があった場合などは個別に対応しますので、お申し出ください。

その他

1．園からのおたよりや、製作したものは必ず目を通して大切に整理しておいてください。
2．園行事で写真を撮影することがあり、希望者は購入することができます。インターネットの写真購入システム「みんなの写真屋さん」を導入しています。ご家庭で携帯電話・パソコンからご登録していただき、購入する形となっています。
3．学校保健安全法で定められた伝染病に感染した場合、出席停止となります。（別紙参照）
4．トラブルの原因となりますので、園内にてお友達同士で私物を交換したり、プレゼントをしたりしないようご配慮ください。
5．お子様の頭髪へのカラーリング・パーマなど、園の風紀にそぐわないものはお控えください。
6．お気付きになったこと、わからないことなどがありましたら園におたずねください。
7．お子様の成長に関しまして、保健師、こどもらんどの先生と連携して相談・情報提供を行っています。
また、「特別児童扶養手当」や「療育手帳」をお持ちの方、園在籍中に該当となった場合には園まで必ずお知らせいただきたいと思います。お子様の健やかな育ちを見守るために園全体で配慮していきたく思いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
8．家庭環境・健康の記録等の入園関係書類は園が責任を持って保管いたします。
9．インフルエンザ流行などの場合、園閉鎖措置の対応をとらせていただきます。
10．園からのご家庭への連絡は、電話のほか携帯電話へのラインを利用しています。ライン連絡の場合、受信・ダウンロードにかかるパケット代金は携帯電話保有者のご負担になります。ご了承の上、連絡体制にご協力をお願いいたします。
11．園で得た、名寄大谷こども園・他園児・職員等の情報に関し、許可なく公の場やインターネット上などで公開することや、誹謗中傷となるような発信は禁止させていただいております。
12．年間行事予定表は、ライン等でお知らせいたします。
13．園ホームページや冊子等に保育中の活動写真を掲載することがあります。また園以外にも名寄市のホームページなどに活動の様子が掲載される場合があります。お子さんの写真を非公開希望の方は、園までご連絡ください。
14．園や職員に対するご意見やご要望などは、理事長・園長までお声がけください。また、第１・第２園舎玄関に「ご意見・ご要望・ご質問用紙」を設置しておりますので、ご記入された用紙を、両玄関に設置されているアンケートボックスに投函いただく形でも受付が可能です。皆様からいただいたお声には、必要に応じて当園の第三者委員と連携し意見・指導を受けるとともに、園全体で検討を行い、後日園だよりなどで回答をお知らせいたします。

職員の編成（予定）

理事長	１名			栄養士		１名
園長	１名			調理師		１名
副園長	１名			事務		１名
ひよこ組（０歳、１歳児）	各担当１名以上	園児数により保育教諭数名を配置します。	主幹保育教諭２名	バス運転/用務		１名
こりす組（２歳児・満３歳児）	各担当１名以上			パート勤務	保育教諭	数名
こねこ組（３ 歳児）	担任 １名	副担任 １名			事務	１名
うさぎ組（４ 歳児）	担任 １名	一時預かり保育専任教諭 チーム保育常勤教諭数名			補助調理員	数名
らいおん組（５ 歳児）	担任 １名				用務	１名

※未満児クラスは、年度途中に、満年齢と育ちに応じたクラスに進級して保育を行う場合があります。

認定時間以外の一時預かり（みのり保育）・延長保育について

一時預かり保育(以下みのり保育)では、基本保育時間外に様々な活動を通して異年齢交流保育を行います。保護者の就労、介護、きょうだいの学校行事などで預かりが必要な場合にご利用ください。

※みのり保育のご利用は、就労の方が優先となります。また、2022 年度 11 月時点では、就労によるご利用であっても全体の利用人数によっては、利用時間や日数などご相談させていただくことがある状態です。
2023 年度のみのり保育も 2022 年度と同程度の利用人数が予想されております。今後新規にお仕事を開始され、みのり保育の利用を希望された際に、希望利用時間や日数によってはお受けできない場合がありますので予めご了承ください。

1）みのり保育時間

- **月～金曜日**　　7:00～8:30 まで、認定時間終了後～18:00 まで
- **土曜日・長期休園日**　7:00～18:00 まで

（2023 年度 1 号認定長期休園予定日）

春休み　4/1～4/7(新入園児は保育経験児のみ利用可)、2024 年 3/23～3/31

夏休み　7/21～8/17

冬休み　12/21～1/17 (年末年始休園　12/30～1/5　は除く)

※長期休園期間は 2022 年 11 月時点での予定のため、変更となる場合があります。

※日曜日・祝日はこども園が休園のため、みのり保育もお休みとなります。

2）みのり保育料金

新２号(１号認定のうち、就労によりみのり保育を利用される３歳以上児のお子さん。事前に名寄市への申請が必要となります)は１日450円×利用日数分が無償対象となります。(月額 11,300 円限度)

時間帯によって料金が異なります。下記の表をご覧ください。（色つきの部分が預かり保育となり、別途料金が発生します。料金は月末に精算をし、翌月の給食費等諸経費と一緒に引き落としとなります。）

※長時間保育児(２ 号認定児)がみのり保育では優先となりますので新２号認定児(１ 号認定児)はお受けできない場合がございます。

<table>
<tr><td colspan="3">1号・新2号認定(旧幼稚園在籍)</td><td>2・3号認定
(旧保育園在籍)</td></tr>
<tr><td>月～木</td><td>金・終業式等
午前保育日</td><td>土曜日・長期休園日
(夏・冬・春休み)</td><td>標準時間利用
月～土</td></tr>
<tr><td colspan="3">預かり保育　7:00～8:30
30分100円</td><td rowspan="3">保育時間
(基本保育料に含まれる)
7:00～18:00
(登降園含む)</td></tr>
<tr><td>登園時間8:30～
保育時間
(基本保育料に含まれる)
9:00～14:00
(登園時間8:30～9:00)
(降園時間13:30～14:00)</td><td>登園時間8:30～
保育時間
(基本保育料に含まれる)
9:00～11:30
(登園時間8:30～9:00)
(降園時間11:00～11:30)</td><td rowspan="2">預かり保育
7:00～18:00
(お弁当持参)
30分100円
※11:30以降は
必ずお弁当を
持参してください。</td></tr>
<tr><td>預かり保育
14:00～18:00
30分100円</td><td>預かり保育
11:30～18:00
(お弁当持参)
30分100円</td></tr>
<tr><td colspan="4">延長保育(就労による理由のみ)　18:00～19:00
30分100円</td></tr>
</table>

※1 号・新２号認定は、午前保育日・土曜日・長期休園日の利用は時間帯によりお弁当が必要となります。
※1 号・新２号認定は１日４時間を標準とする時間が保育料に含まれています。
（月～木 8:30～14:00・金 8:30～11:30 の間はみのり保育料はかかりません）
※2・3 号短時間認定は、認定保育時間(9:00～17:00)以外は 30 分 100 円の預かり保育料がかかります。

3）入園式までのご利用について

※春休み及び入園式(4/1～4/10)は、１号・新２号認定で保育未経験のお子さんは原則お預かりすることができません。

4）土曜行事日のご利用について

運動会や発表会などの土曜行事日は、お子さんの体力やその日の体調などを考慮し、みのり保育は基本的にお休みとさせていただきます。どうしてもご都合がつかない場合には個別に対応いたしますので、園までご相談ください。

5）申込み方法

みのり保育登録希望者には、保護者の方の携帯電話から登降園・預かり保育管理システム「ブレイン」を利用し予定を入力していただきます。(登録は無料ですが、通信料は携帯電話保有者のご負担となりますのでご了承ください)事情により携帯電話から登録できない方には、みのりブック（予定表）をお渡しします。**予定は週単位で記入し、必ず一週間前の月曜日に担任の先生に渡してください。**当日の申し込みもお受けしますが、利用人数やおやつ準備などの都合上、緊急の場合以外はお断りさせていただく場合があります。

6）みのり保育中の一時降園・再登園について

みのり保育中に、通院やきょうだいの小中学校行事などで一度降園し、その後再登園して再びみのり保育を利用する場合にも、その日最後にお迎えに来た際の時間で預かり料金が計算されますのでご了承ください。

7）早朝保育について

朝 8:30 より前に登園される方は、人数により職員配置を考慮しますので、事前にお知らせください。

8）延長保育について

18:00～19:00 の間は**延長保育**の利用が可能です。事前の登録が必要となりますので、延長保育利用希望の方は園職員までお申し出ください。（**就労による理由のみ**。30 分 100 円）

9）休息について

年少・年中児は午睡（13:50～14:45 頃）をし、体調や年齢に応じた時間で休息を取ります。毎日みのり保育を利用する園児はバスタオルをご用意ください。（P.８参照）

10）おやつについて

みのり保育のおやつは栄養士が年齢別に量やカロリーを計算して作っています。園舎玄関に当日のメニューを展示しますので、どうぞご覧ください。給食だよりにもメニューを載せています。

園児の活動風景

１号認定　満３歳児の保育について

●こども園では個々の成長を見守りながら養護の行き届いた保育を心がけていきます●

１、入園日および対象児

2020(R2)年４月２日～2021(R3)年４月１日生

＊満３歳の誕生日翌月より入園可能。

＊就労などによる預かり保育の利用がないお子さんが対象となります。

２、募集について

定員に空きのある場合随時(誕生日に達している入園希望児が複数名いる場合は、申し込み順となります)

＊入園希望の方は事前に本園所定の入園願書を提出ください。

＊下記にもある通り、２歳児クラス在籍となり、３号認定２歳児のお子さんと一緒に活動を行います。クラス定員に空きが出た際は、待機登録されている方のうち

①3 号認定２歳児待機のお子さん(旧保育園在籍。就労などにより保育を必要とするお子さん)

②1 号認定満３歳児待機のお子さん(旧幼稚園在籍。１日４時間を基準とする共通教育時間内の保育を希望されるお子さん)

の順に入園のご案内をさせていただく形となりますので予めご了承ください。

３、クラスについて

２歳児こりす組となります。人数や配置可能な職員の人数によっては年度途中に満３歳児クラスを開設する場合もあります。

４、納付金

科目	金額	備考
実費徴収	2,000 円	入園時、進級時
保育料	―	2019 年 10 月より、国の教育・保育無償化施策により１号認定保育料は無料となりました。
預かり保育料	30 分 300 円	満３歳児１号認定のお子さんは、基本的に保護者の方の就労やきょうだいの学校行事・リフレッシュなどでの預かり保育はお受けしておりません。 ご家族の急病など、どうしても保育が必要な場合にはご相談のうえお受けすることも可能ですので、その場合には担任までお申し出ください。
給食費 （自園完全給食）	2,500 円	月額。週３回（火～木） 内　主食費　600 円　副食費　1,900 円 毎週月曜日はお弁当を持参していただきます。 お弁当についての詳細は P.9 を参照
こども園の会会費	450 円	月額(予定。正式な金額は４月のこども園の会総会にて決定します) 年額 5,400 円(予定)を年３期に分けて納入。 (途中入園については都度相談のうえ納入額を決定)

5、保育時間について

入園当初はお子さんの様子を見ながら、慣らし保育を行います。

曜日	金・その他※１(午前保育)	月・火・水・木(午後保育)
保育時間	８時３０分～11 時 30 分	８時３０分～１４時
＊満３歳児の登園・降園は第２園舎玄関からお願いします＊		
登園	８時３０分～９時の間に園舎内玄関まで保護者が付き添い送ってください。 (入園後は慣らし保育期間もあり、上記登園時間から変更となる場合もあります。詳細は入園時に担任よりお伝えします)	
お迎え時間	**１１時１０分～１１時１５分の間**	**１３時３０分～１３時３５分の間**
給食	**なし**	あり(月曜日は弁当持参です)

※１…４月中、始業式、終業式など
（３～５歳児の１号認定在籍児と同じ扱いになります）

6、行事について

満３歳児のお子さんにつきましては、日常の保育状況や年齢にあわせた内容を考慮し、行事は未満児と一緒に行います。（３～５歳児の運動会、発表会には参加しません）

7、バス通園について

１号認定満３歳児のお子さんにつきましては、年度途中での入園となることや、すでにバスコースが決定している場合もあること、お子さんの体力面などを考慮し、基本的にバス通園のご利用はお受けしておりません。ご家庭の事情によりどうしても送迎が難しく、バス通園の利用を希望される方は、個別にお話しを伺いますので、入園前に園までご相談ください。

8、休園日

土曜日・日曜日・祝祭日・長期休園日（夏・冬・春休み）

※長期休園日の日程についてはP.１３参照

★2022 年度　３号認定保育料参考資料★　（名寄市ホームページより抜粋）
※利用者負担額は、４月～８月分までは 2022 年分の市民税所得割額で算出されますが、
９月～３月分は 2023 年分の市民税所得割額で算出されるため、料金が異なる場合があります。

名寄市保育料一覧(3号認定)

<table>
<tr><th rowspan="3">市階層</th><th rowspan="3">推定年収</th><th rowspan="3">(新)定義</th><th colspan="4">名寄市</th></tr>
<tr><th colspan="2">0～2歳児(3号)</th><th colspan="2">母子父子世帯等
要保護世帯軽減</th></tr>
<tr><th>標準時間</th><th>短時間</th><th>標準時間</th><th>短時間</th></tr>
<tr><td>A</td><td>―</td><td>生活保護世帯</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>B</td><td>～260万円</td><td>住民税非課税世帯
（所得割非課税世帯も含む）</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>C</td><td>～330万円</td><td>所得割課税額　48,600円未満</td><td>19,500
(9,750)</td><td>19,100
(9,550)</td><td rowspan="2">9000
(0)</td><td rowspan="2">9000
(0)</td></tr>
<tr><td>D1</td><td>～400万円</td><td>所得割課税額　71,000円未満</td><td rowspan="3">30,000
(15,000)</td><td rowspan="3">29,400
(14,700)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D2</td><td rowspan="2">～470万円</td><td>所得割課税額　77,101円未満</td><td rowspan="6">左同</td></tr>
<tr><td>所得割課税額　97,000円未満</td></tr>
<tr><td>D3</td><td>～640万円</td><td>所得割課税額　169,000円未満</td><td>42,500
(21,250)</td><td>41,700
(20,850)</td></tr>
<tr><td>D4</td><td>～740万円</td><td>所得割課税額　215,000円未満</td><td>50,000
(25,000)</td><td>49,100
(24,550)</td></tr>
<tr><td>D5</td><td>～930万円</td><td>所得割課税額　301,000円未満</td><td>61,000
(30,500)</td><td>59,900
(29,950)</td></tr>
<tr><td>D6</td><td>～1020万円</td><td>所得割課税額　347,000円未満</td><td>66,500
(33,250)</td><td>65,300
(42,650)</td></tr>
<tr><td>D7</td><td>～1130万円</td><td>所得割課税額　397,000円未満</td><td rowspan="2">80,000
(40,000)</td><td rowspan="2">78,600
(39,300)</td></tr>
<tr><td>D8</td><td>1130万円～</td><td>所得割課税額　397,000円以上</td></tr>
</table>

※1　4月1日現在の年齢により保育料を決定します。（ただし、4月2日生まれの児童は誕生日の前日に2号認定に切り替わるため、2号認定の金額）
※2　15歳以下の子どもが3人以上いる場合には年少扶養控除が該当となり、保育階層が変更になる場合があります。
※3　未就学児までの兄弟姉妹がいる場合には、多子軽減の対象となります。ただし、所得割額が57,700円未満の世帯については年齢制限を撤廃します。
※4　（）内は第2子の料金、第3子は0円です。

保育料（利用者負担額）軽減について

1.多子軽減
保護者と生計を一つにする就学前までの子ども（保護者に監護される者、保護者に監護されていた者、保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属をいう。）が2人以上いる場合、多子軽減の対象となります。就学前までの最年長の子どもから数えて2人目にあたる場合は半額、3人目以降は無料になります。ただし、所得割額が57,700円未満の世帯については、年齢制限を撤廃します。

2.ひとり親家庭などの要保護世帯等への軽減
市町村民税所得割課税額が7万7,101円未満の世帯において、対象の子どもが保護者と生計を一にする者の中で最年長者（1人目）の場合は次の表の額、2人目以降にあたる場合は無料となります。

要保護世帯等保育料一覧表

<table>
<tr><th rowspan="2">階層</th><th rowspan="2">推定年収</th><th rowspan="2">定義</th><th colspan="2">3歳未満児</th></tr>
<tr><th>標準時間</th><th>短時間</th></tr>
<tr><td>B</td><td>～260万円</td><td>住民税非課税世帯
（所得割非課税世帯も含む）</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>C</td><td>～330万円</td><td>所得割課税額　4万8,600円未満</td><td rowspan="3">9,000円</td><td rowspan="3">9,000円</td></tr>
<tr><td>D1</td><td>～400万円</td><td>所得割課税額　7万1,000円未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D2</td><td rowspan="2">～470万円</td><td>所得割課税額　7万7,101円未満</td></tr>
<tr><td>所得割課税額　9万7,000円未満</td><td>3万0,000円</td><td>2万9,400円</td></tr>
</table>

3.＜2019年10月から＞3歳以上児の負担額無償化
1号では満3歳以降、2号では3歳児以降の子どもにかかる保育料（利用者負担額）は無償となりました。

4.＜令和3年4月から＞多子世帯の保育料軽減支援事業の実施
名寄市では、「名寄(ここ)で育って、名寄(ここ)で育てて『よかった』といえるまちをめざして」令和3年4月から多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、0～2歳児の保育料の無償化を実施することとなりました。
制度の概要は、次のとおりです。
(1)対象施設
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、へき地保育所
(2)対象児童
以下のいずれにも該当する場合に対象となります。

- 4月1日時点で0歳～2歳の児童（3号認定児童）
- 保護者と同一生計の再年長者から数えて第2子以降であること
- 世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満※であること

※市町村民税所得割課税額は各種税額控除適用前の額となります。
例）寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別税額控除等
（3）保育料（利用者負担額）
上記（2）に該当する児童にかかる令和3年4月以降の保育料（利用者負担額）は無料となります。
（上記（2）に該当しない児童にかかる保育料は、従前のとおりです。）

★1号・2号認定給食副食費参考資料★　(内閣府資料より抜粋)

現行制度における食材料費の取扱い（概要）

（1）保護者の自己負担の方法

①**保育料**　保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
②**実費徴収**　保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。

- 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用　等
- 事前の明示、同意

（2）低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

①**保育料**　生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
②**実費徴収**　生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

（3）支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、
1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。

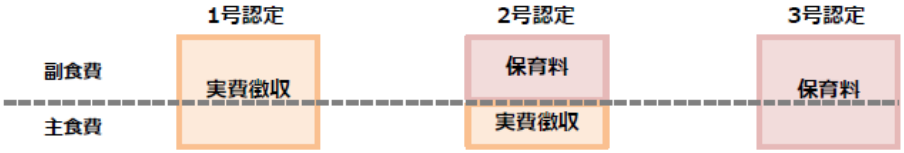

※1　2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
※2　1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
※3　食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第３子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

第１階層（生活保護世帯）		第１子	第２子	第３子以降
第２階層（年収270万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第１子	第２子	第３子以降
	その他	第１子	第２子	第３子以降
第３階層（年収360万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第１子	第２子	第３子以降
	その他	第１子	第２子	第３子以降
第４階層（年収680万円未満相当）		第１子	第２子	第３子以降
第５階層（年収680万円相当以上）		第１子	第２子	第３子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲
今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第１階層（生活保護世帯）		第１子	第２子	第３子以降
第２階層（年収260万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第１子	第２子	第３子以降
	その他	第１子	第２子	第３子以降
第３階層（年収330万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第１子	第２子	第３子以降
	その他	第１子	第２子	第３子以降
第４階層（年収360万円未満相当）				
	うちひとり親世帯等	第１子	第２子	第３子以降
	その他	第１子	第２子	第３子以降
第４階層（年収470万円未満相当）		第１子	第２子	第３子以降
第５階層（年収640万円未満相当）		第１子	第２子	第３子以降
第６階層（年収930万円未満相当）		第１子	第２子	第３子以降
第７階層（年収1,130万円未満相当）		第１子	第２子	第３子以降
第８階層（年収1,130万円相当以上）		第１子	第２子	第３子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲
今回、新たに副食費を免除する範囲

※　多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

4

2022年度　名寄大谷認定こども園運営規定

（事業所の名称等）

第1条　学校法人　名寄大谷学園が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　　名寄大谷認定こども園

（2）所在地　　北海道名寄市西5条南2丁目10番地

（目的）

第2条　名寄大谷認定こども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、0歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2　当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して幼保連携型認定こども園を運営する。

（認可定員）

第3条　当園における、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により認可された定員は次のとおりとする。

（1）1号認定の子ども（教育標準時間の認定を受けた園児）　１２０人

（2）2号認定の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者）　３０人

（3）3号認定の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者）　３０人

（利用定員）

第4条　当園における、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第31条第1項の利用定員は次のとおりとする。

（1）法第31条第1項第1号の子ども（教育標準時間の認定を受けた園児）　４５人

（2）法第31条第1項第2号の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者）　３０人

（3）法第31条第1項第3号の子ども（保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳未満の者）　３０人

（施設の運営方針）

第5条　当園は、健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健康な心身の基礎を養うものとする。

2　当園は、人への愛情や信頼感を育て、自立と共同の態度及び道徳性の芽生えを培うものとする。

3　当園は、自然などの身近な事象への興味を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うものとする。

4　当園は、日常生活の中で言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や言葉に対する感覚を養うものとする。

5　当園は、多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするものとする。

6　当園は、快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図るものとする。

7　当園は、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年4月1日）、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する教育・保育等の内容）

第6条　当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下に掲げる教育その他の便宜の提供を行う。

（1）特定教育・保育（第8条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。以下同じ。）

第8条に規定する時間において、教育・保育を提供する。

（2）送迎

園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る。）。

（3）食事の提供

（4）幼稚園型一時保育の実施

第1号の子ども及び当園に在園していない3歳以上児のみを対象とした、一時預かり保育を実施する。

（5）延長保育の実施

当園在園児保護者の勤務・通勤時間の都合等、就業上やむを得ない状況により、第2号および第3号の子どもについて保育認定時間前後において保育時間の延長が必要な家庭への支援として、延長保育を実施する。

（6）その他教育・保育に係る行事等

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第7条　教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）その他の関係法令の定めるところに基づき、次のとおりとする。

（1）理事長（総合施設長）　　1名（常勤専従）

理事長は、所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）園長（総合副施設長）　1名（常勤専従）

理事長を助け、園務を整理し、利用乳幼児を全体的に把握し、教育・保育をつかさどる。

（3）副園長・教頭　1名以上

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、必要に応じ利用乳幼児の教育・保育をつかさどる。

（4）主幹保育教諭　　2名（常勤専従）

園長及び副園長・教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、地域の子育て支援活動に従事する。並びに利用乳幼児の教育・保育をつかさどる。

(5) 保育教諭　　10名以上

利用乳幼児の教育・保育をつかさどる。

(6) 園医　2名（内科医1名、歯科医1名）

(7) 事務員　1名以上

(8) 栄養士　1名（常勤専従）

(9) 調理員　1名以上

(10) 用務・運転手　1名以上

(11) その他

（教育・保育等を提供する日）

第8条　教育・保育等を提供する日は、次のとおりとする。

(1) 法第31条第1項第1号の子ども

ア　学期

(ｱ) 第1学期　4月10日～7月20日

(ｲ) 第2学期　8月18日～12月20日

(ｳ) 第3学期　1月18日～3月20日

イ　休園日

(ｱ) 土曜日、日曜日及び国民の休日

(ｲ) 夏季休園　7月21日～8月22日

(ｳ) 冬季休園　12月21日～1月17日

(ｴ) 春季休園　4月1日～4月6日、2024年3月20日～3月31日

(2) 法第31条第1項第2号及び第3号の子ども

教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ア　休園日

(ｱ) 日曜日及び国民の休日

(ｲ) 年末年始休園　12月30日～1月5日

（教育・保育等を提供する時間）

第9条　教育・保育等を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 法第31条第1項第1号の子どもにかかる教育・保育時間

ア　教育時間　午前8時30分～午前11時30分（午前保育日）

午前8時30分～午後2時00分（午後保育日）

午前・午後保育日共に、教育時間には登降園にかかる時間も含まれる。

イ　一時預かり（幼稚園型）　(在園児)　午前7時00分～午前8時30分

午前11時30分～午後7時00分（午前保育日）

午後2時00分～午後7時00分（午後保育日）

(未就園児)　午前8時30分～午後5時00分

（2）法第31条第1項第2号および第3号の子どもに係る保育時間

ア　保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

イ　保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

ウ　認定時間外における延長保育時間

上記以外の時間帯において、就労等やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

（利用者負担その他の費用の種類）

第10条　当園は、特定教育・保育を提供した際は、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年条例4月1日施行）により、支給認定保護者から、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　当園は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、特定教育・保育基準費用額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府令第39号）第13条第2項に規定する額をいう。以下同じ。）の支払を受けるものとする。

3　当園は、前二項の支払を受けるほか、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条により、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（支給認定変更に関する事項）

第11条　当園に在籍する子どもの認定申請変更があった場合には、月単位での変更とする。

2　当園へ子どもの認定申請変更を行う場合には、異動となる日の2週間前までに必要書類を園に提出するものとする。

3　途中入園、退園の場合には、認定日により日割り計算を行うものとする。

（利用の開始に関する事項）

第12条　当園は、市町村による利用のあっせん、委託等があった場合には、これに応じるものとする。

2　利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に当園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員の総数を超える場合については、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく先行等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3　前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。

4　当園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例を定める条例第7条により、できる限り協力する。

（利用の終了に関する事項）

第13条　当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

（1）利用乳幼児が小学校に就学したとき

（2）法第19条第1項第2号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（3）法第19条第1項第3号認定の子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

（4）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第14条　当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2　教育・保育の提供により事故が発生した場合は、名寄市、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3　当園は、事故の状況や事故に際して採った措置について記録するとともに、市に報告を行い事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4　利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第15条　当園においては、園児の安全の確保を図るため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、非常災害に備えて、同法第29条第1項の規定により消防計画等を作成し、防火管理者または下記・消防等についての責任者を定め、月1回以上の避難訓練及び年2回以上の消火訓練を実施するものとする。

（虐待の防止のための措置）

第16条　当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2　当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法及び名寄市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第25条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

附　則

この規程は、2015年4月1日から施行する。
この規定は、2016年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2017年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2018年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2019年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2020年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2021年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2022年4月1日から一部改正し施行する。
この規定は、2023年4月1日から一部改正し施行する。

別表1

（実 費 に 係 る 利 用 者 負 担 金）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
全園児	入園時・進級時に用意する名札・手帳等の道具代、保護者からの保育料納付に係る振替手数料、園児保険料等は、国で定める1号認定子どもの保育料に含まれていないため。	毎年2,000円 （入園月の翌月に保育料と合わせて指定口座より引落。転勤等やむを得ない事情により入園取消となった場合には徴収しない）
1号認定子どもに係る給食費	当園では、専任の管理栄養士が子どもの成長を考え、偏った食にならないよう配慮した献立を作成し、自園完全給食による食育を実施しているため。	月額　2,500円 内　主食費　600円 副食費　1,900円 （週3回実施）
2号認定子どもに係る給食費	当園では自園完全給食を提供しているが、国で定める2号認定子どもの保育料に主食・副食費用は含まれていないため。	月額　6,500円 内　主食費　1,500円 副食費　5,000円 (週6回提供、副食費におやつ代含)
園バスによる送迎費	送迎により燃料費、車両減価償却費、運転手人件費等が発生するため。	1期(4月～7月)：11,500円 2期(8月～11月)：11,500円 3期(12月～3月)：15,000円

名寄大谷認定こども園

TEL　01654-2-2668、01654-8-7700
FAX　01654-8-7711
〒096-0015　北海道名寄市西５条南２丁目１０番地
ホームページ　http://www.746ootani.jp/

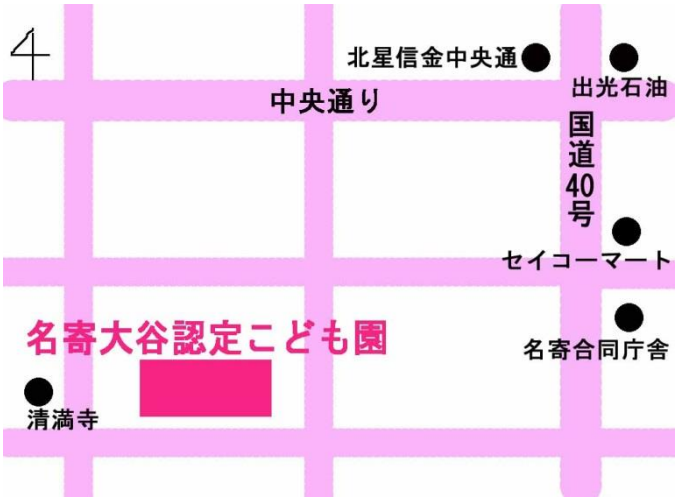

2022 年 11 月 14 日現在